



基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為です。しかし、どの児童にも、どの学校でも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止・早期発見・早期対応に取り組む事が重要です。学校全体で組織的な取組を進め、児童が「いじめをしない人」に育つように、また、「いじめを生まない環境」をつくり、保護者・地域とも連携しながら、「いじめを生まない安全で安心な学校づくり」を目指し、いじめ防止等の対策に取り組んでいきます。

「いじめ」とは	こんなことが「いじめ」となります
児童に対して、一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。	<ul style="list-style-type: none"> ○暴力:「おす」「つねる」「たたく」「なぐる」「ける」など ○ことば:「からかう」「いやなあだ名で呼ぶ」「陰口を言う」など ○無視:「無視する」「仲間外れにする」など ○物やお金:「かくす・とる・こわす」「落書き」「金品を要求」など <p>※上記のことは、SNSを介したインターネット上で行ってもいじめです。また、個人情報や無断で載せたり、誹謗中傷したりすると、刑罰に抵触することがあります。</p> <p>※けんかの場合もいじめになることがあります。また、暴行、恐喝、強要等の刑罰に抵触することがあります。</p>

いじめの未然防止	いじめの早期発見
<ul style="list-style-type: none"> ○学級経営の充実 生活アンケートによる児童の実態把握、SSTの実施 ○道徳教育の充実 自分を大切に、他者の大切さを認め、互いの人格を尊重する心や態度の育成 ○縦割り班活動の実施 集団の一員としての自覚、認め合える関係づくり ○いじめに対する対策 インターネットに関する現状把握、情報モラル教育の実施 ○学校相互間の連携協力体制の整備 中学校・こども園との情報交換や交流学習 	<ul style="list-style-type: none"> ○朝・帰りの会や授業中などの観察 ○ノート・日記指導 教職員による日常的な観察、「心の健康観察」(スクールコンケアの活用) ○「生活アンケート」の実施 学期ごとに生活アンケートの実施 生活アンケートをもとに児童と面談 ○相談体制の整備 何でも話ができる教職員の姿勢や体制づくり ○保護者や地域、関係機関との連携 家庭訪問や面談 必要に応じて、教育委員会や中学校、支援センター等との連携

いじめの早期対応	重大事態への対処
<ul style="list-style-type: none"> ○いじめへの組織的対応 <ul style="list-style-type: none"> ①正確な実態調査、連携協力による指導 ②児童に深くかわり、成長につながる指導 ○いじめを受けている児童及び保護者への支援 児童を守り、心配や不安を取り除くかわり ○いじめを行っている児童への指導及び保護者への助言 いじめに対する毅然とした指導、保護者への助言 ○周囲の児童への指導 傍観者から仲裁者への転換を促す指導 ○教育委員会との連携 迅速な報告、相談、関係機関への支援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○町教育委員会に速やかに報告する。 ○協議の上、事案に対処する「いじめ問題調査委員会」を設置する。 ○事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。 ○調査結果で得た情報について、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、適切に提供する。 ○調査結果を踏まえた必要な措置を行う。 ○再発防止への取組を行う。

【いじめ対応チーム】

- 校長、教頭、生活指導担当、養護教諭、学級担任
- ※必要に応じて、その他関係職員、SSW、SCなど

【相談窓口】浜坂西小学校 TEL82-1134